

南相馬市未利用公共施設等利活用促進条例（案） 修正箇所一覧表

条項	素案（パブコメ前）	案（パブコメ後）	修正理由
第1条	この条例は、未利用公共施設等を利用して事業を行う法人又は団体に対し、奨励措置を講ずることにより、未利用公共施設等の有効活用を図るとともに、健全な行政運営の推進、地域の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。	この条例は、未利用公共施設等を利用して事業を行う法人 <u>その他の団体</u> （以下「法人等」という。）に対し、奨励措置を講ずることにより、未利用公共施設等の有効活用を図るとともに、健全な行政運営の推進、地域の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「法人又は団体」は、選択肢や並列を明確にする際に用いられますが、法人に限らない団体全体を広く対象にすることを想定していますので、他の例規に倣い「法人その他の団体」に修正します。 ・括弧書きは引用の例示とするため修正します。
第2条 第1項 第1号	未利用公共施設等 市が公用又は公共用に供することを目的に設置し、平成29年4月1日以降においてその用途を廃止した施設の建物及び当該建物が存する土地をいう。	未利用公共施設等 市が公用又は公共用に供することを目的に設置した施設で、平成29年4月1日以降においてその用途を廃止した施設の建物及び当該建物が存する土地をいう。	・文言整理のため修正します。
第3条 第1項	市長は、未利用公共施設等のうち、その施設ごとに利用事業を行う事業者の公募を行い、応募のあった <u>法人又は団体</u> の中から審査により奨励措置の適用事業者（以下「適用事業者」という。）を指定することができる。	市長は、未利用公共施設等のうち、その施設ごとに利用事業を行う事業者の公募を行い、応募のあった <u>法人等</u> の中から審査により奨励措置の適用事業者（以下「適用事業者」という。）を指定することができる。	・文言整理のため修正します。
第3条 第2項	<u>前項の適用事業者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は団体（以下「法人等」という。）であることを要する。</u>	<u>適用事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u>	・文言整理のため修正します。

条項	素案	案	修正理由
第4条 第2項	委員会は8名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。	委員会は8人内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。	・文言整理のため修正します。
第6条 第1項	市長は、適用事業者に対し、 <u>規則で定めるところにより</u> 、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。	市長は、適用事業者に対し、次に掲げる奨励措置を講ずることができる。	・規則では、奨励措置は定めておらず、手続きを定めているため修正します。
第6条 第1項 第1号 及び 第3号	(1) 利用事業を行う事業所として利用する未利用公共施設等（以下「利用施設」という。）の減額譲渡又は無償譲渡	(1) 利用事業を行う事業所として利用する未利用公共施設等（以下「利用施設」という。）の減額譲渡 (2) 省略 (3) 利用施設の無償譲渡（無償譲渡は、適用事業者が減額貸付による期間を10年を超えるか、かつ、建物の全部を利用施設として貸付けを受けている場合に限る。）	・無償譲渡は、減額譲渡、減額貸付、無償貸付とは手続きの流れ・条件が異なることから、新たに号を設け、当該号を引用しやすいように修正します。
第6条 第2項	(なし)	<u>第1項第1号及び第2号の規定により奨励措置を受けようとする適用事業者は、規則に定めるところにより、申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。</u>	・第1項第1号（減額貸付）及び第2号（減額貸付及び無償貸付）の手続きに対して、第3号（無償譲渡）の手続きは第8条で、別に定めているので、第1号及び第2号の手続きを明確にするため、追加します。
第6条 第3項	<u>2</u> 前項に定める奨励措置のほか、市長は、利用施設ごとに利用施設に係る支援措置を行うことができる。	<u>3</u> 第1項に定める奨励措置のほか、市長は、利用施設ごとに利用施設に係る支援措置を行うことができる。	・第2項を追加し、第3項を設けたために、文言整理のために修正します。

条項	素案	案	修正理由
第8条 第1項	市長は、第6条第1項第2号による減額貸付の期間が10年を超えた場合において、適用事業者から第6条第1項第1号に規定する利用施設の無償譲渡に係る申請があったときは、適用事業者が建物の全部を利用施設として貸付けを受けている場合に限り、当該利用施設（土地を除く。）を無償で譲渡することができる。この場合において、当該利用施設に係る土地は前条第1項により減額譲渡できる。	市長は、適用事業者から第6条第1項第3号に規定する利用施設の無償譲渡に係る申請があったときは、適用事業者が建物の全部を利用施設として貸付けを受けている場合に限り、当該利用施設（土地を除く。）を無償で譲渡することができる。この場合において、当該利用施設に係る土地は前条第1項により減額譲渡できる。	・第6条第1項第3号に無償譲渡の条件を加えて整理したため、文言整理のため修正します。
第8条 第2項	(なし)	<u>2 前項の無償譲渡を受けようとする適用事業者は、規則に定めるところにより、申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。</u>	・第6条第1項で申請の文言があるが、その手続きについての規定がないため、追加します。
第9条 第1項	市長は、利用事業が当該利用施設の所在する地域の振興に寄与するものであるときは、これを無償貸付することができる。	市長は、適用事業者が当該利用施設において実施する利用事業について、この条例の目的に寄与するものであるときは、これを無償貸付することができる。	・第1条の目的では「地域の活性化及び雇用機会の拡大を図る」ことを目的にしているため、文言整理のため修正します。
第11条 第3項	(なし)	<u>前2項の規定により指定を取り消し、又は支援措置を取り消した場合において、適用事業者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。</u>	・指定取り消し、支援措置取消に伴い、適用事業者が損害を被ることが予想されますので、その際、市はその賠償の責めを負わないことを規定します。
第13条 第2項	適用事業者は、当該利用施設の借受け期間中において当該利用施設が滅失し、又は毀損したときは、それを原状に回復しなければならない。	適用事業者は、当該利用施設の借受け期間中において当該利用施設が滅失し、又は毀損したときは、 <u>それによって生じた損害額を市に賠償し、又はそれを原状に回復しなければならない。</u>	・滅失や毀損により原状回復が困難な場合に、市に損害額を賠償することの選択肢を追加します。